



知財高裁平成27年(行ケ)第10026号  
平成27年11月24日判決  
審決取消請求事件  
サポート要件

中村合同特許法律事務所  
機械セクション  
弁理士 丹澤 一成

# 本件のポイント

○サポート要件に関する判決。

○パテントトロール等からの権利行使に対して、反撃手段となり得る。

特に、

- ・ 妙に広いクレーム範囲を有する特許
- ・ もともと異なる用途の発明に関する特許

等に対して有用と考えられる。

# 本件の経緯(1)

## (1) 当事者

原告 株式会社ミクニ

被告 株式会社デンソー (特許権者)

## (2) 被告特許

特許第3438692号

名称：回転角検出装置

出願日：平成12年1月28日

登録日：平成15年6月13日

請求項の数：4 (一発査定)

# 本件の経緯(2)

## (3) 手続の経緯

特許無効審判（無効2012-800140号）

平成24年8月31日 原告 無効審判請求（請求項1～4）

平成24年11月30日 被告 訂正請求

平成25年6月17日 訂正認容・全請求項維持の審決

審決取消訴訟（平成25年（行ケ）第10206号）

平成25年7月22日 原告 訴訟提起

平成26年2月26日 審決取消の判決（訂正要件違反）

特許無効審判

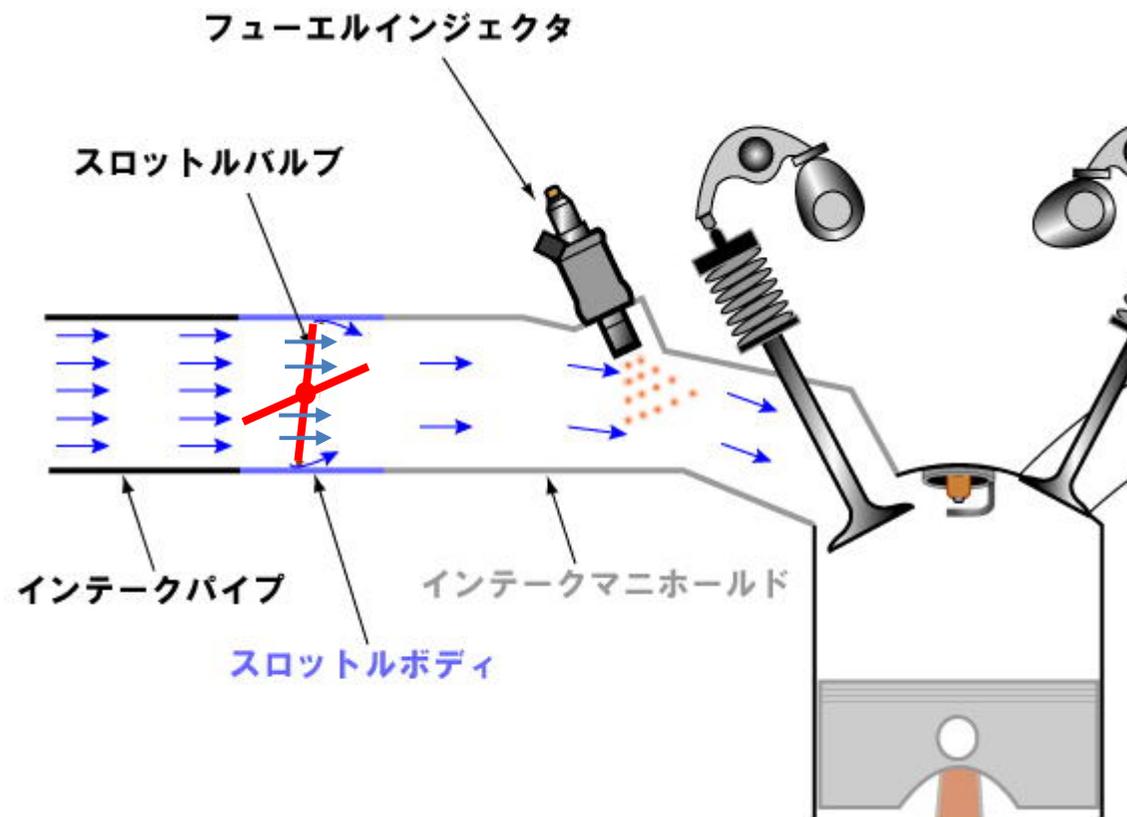
平成26年5月22日 被告 訂正請求

平成27年1月8日 訂正認容・全請求項維持の審決

審決取消訴訟（本件）

# 従来技術について(1)

NAKAMURA & PARTNERS

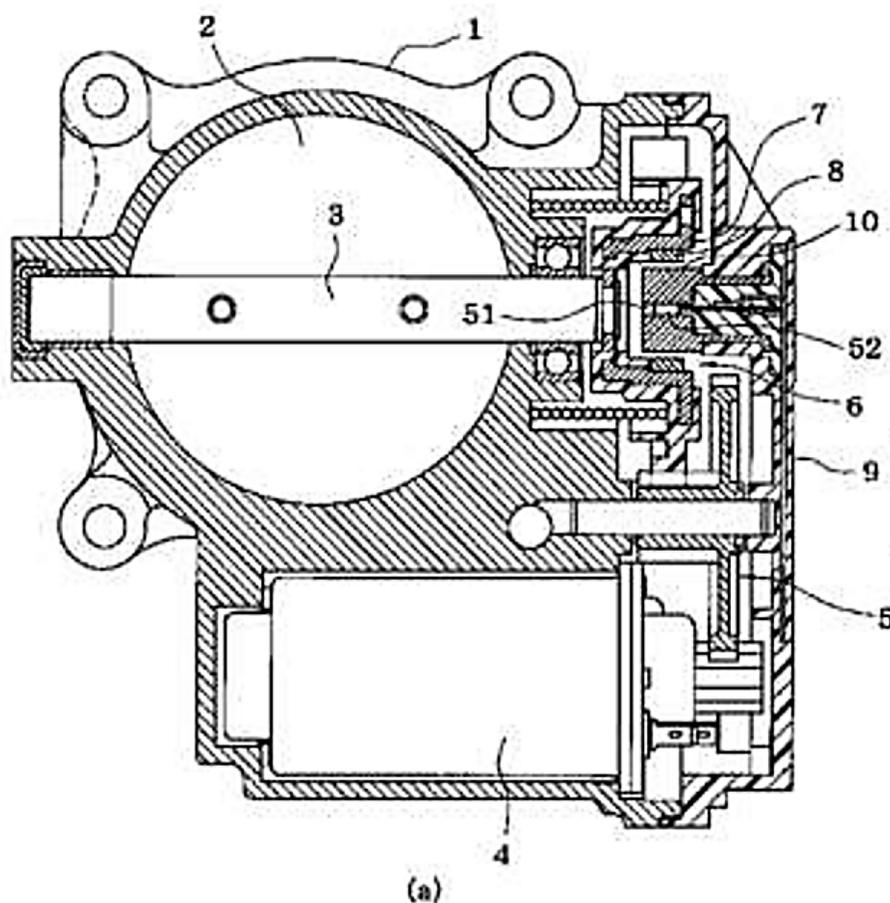


[http://www.carlifesupport.net/engine%20kiso\\_accelerator.html](http://www.carlifesupport.net/engine%20kiso_accelerator.html)

NAKAMURA & PARTNERS

# 従来技術について(2)

## スロットルボディに関する発明



ロータ（3）を回転させて、バルブ（2）を開閉。

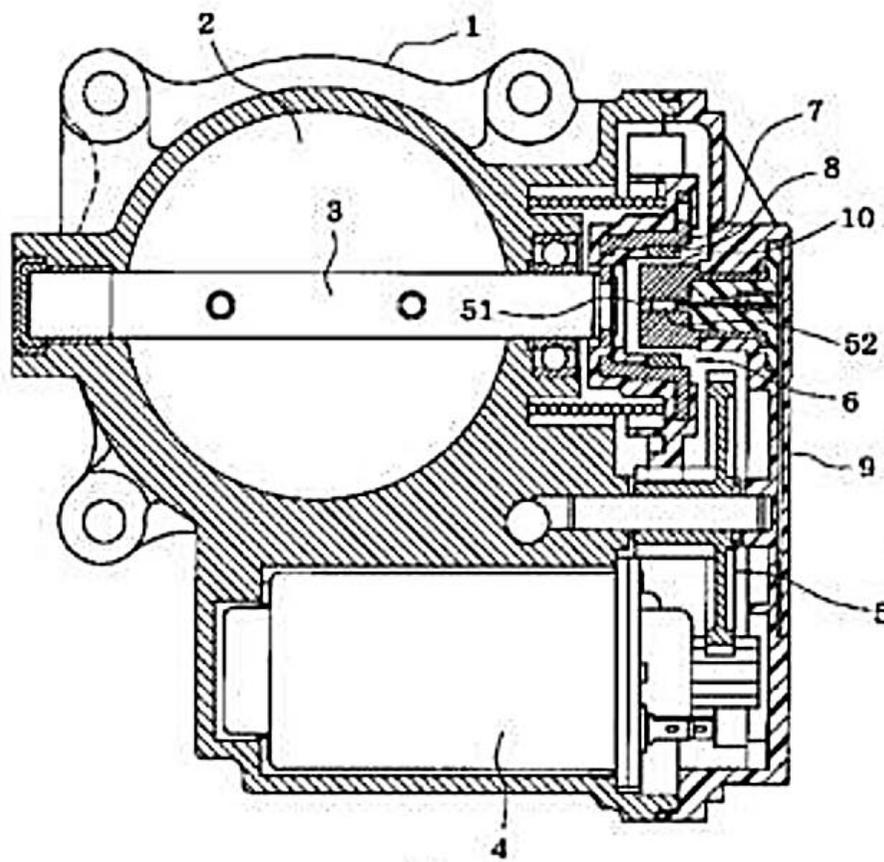


バルブ（2）の開度を正確に検知することが重要。

スロットルボディ（1）側に円筒状のロータコア（7）と磁石（8）を配置。樹脂製のカバー（9）側にステータコア（10）とホールIC（52）を配置。

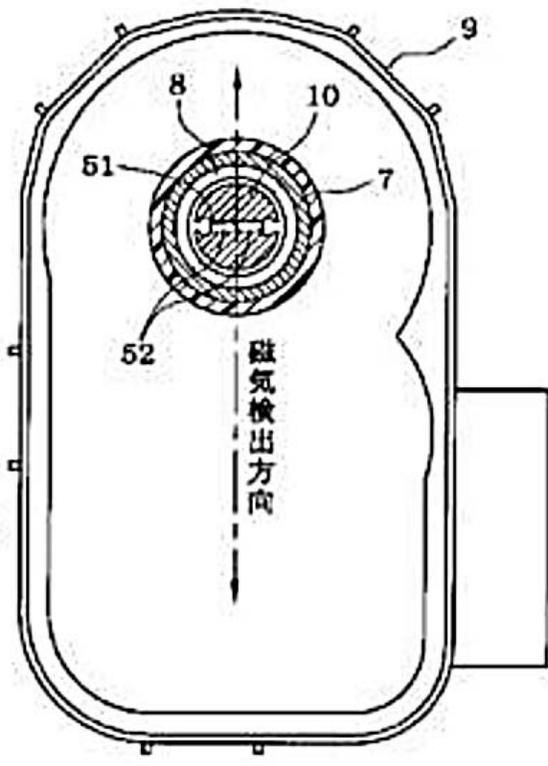
# 従来技術について(3)

断面図



(a)

側面図

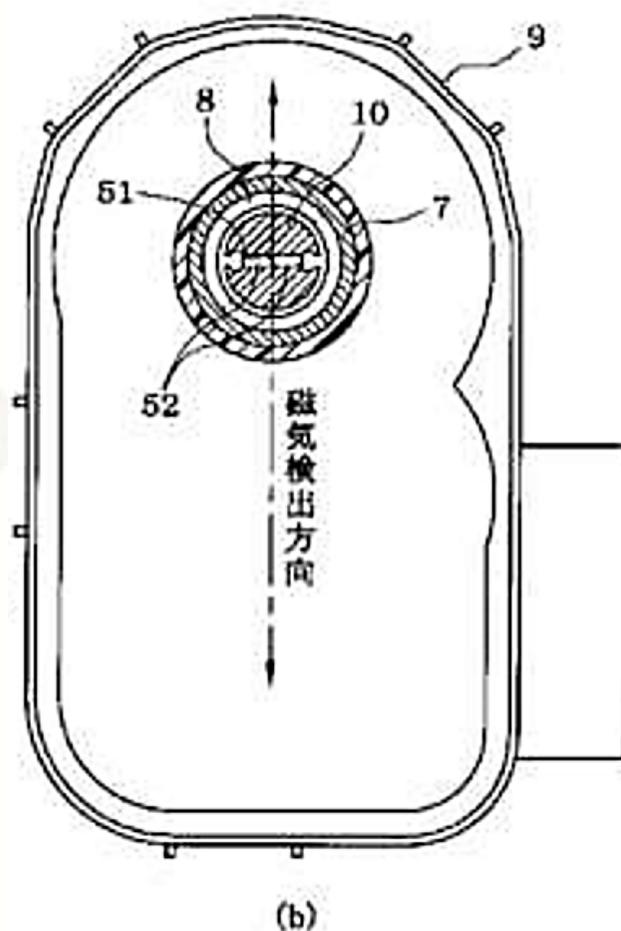


(b)

NAKAMURA & PARTNERS

# 従来技術について(4)

## • 課題



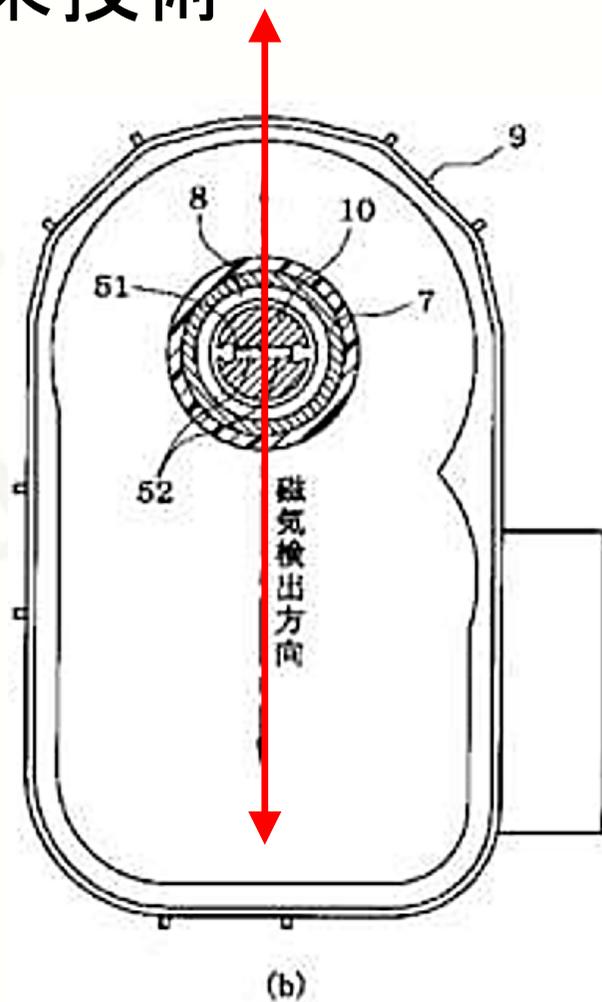
従来技術では樹脂製カバー（9）の長手方向と磁気検出方向が平行。樹脂製カバーの熱膨張率は金属製のスロットルボディよりも大。カバーは縦長形状のため、長手方向の熱変形量が大。



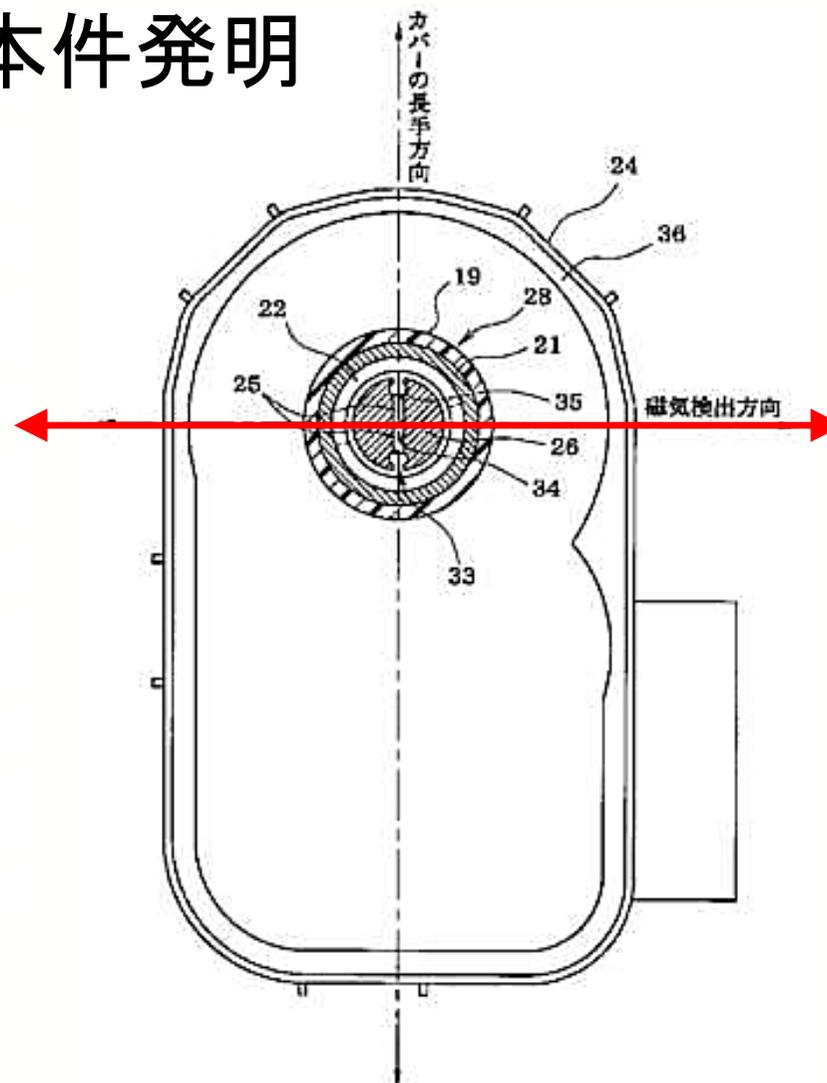
磁気検出部のギャップが変化。磁束密度が変化しやすく、回転角の検出精度が低下する。

# 本件特許発明について(1)

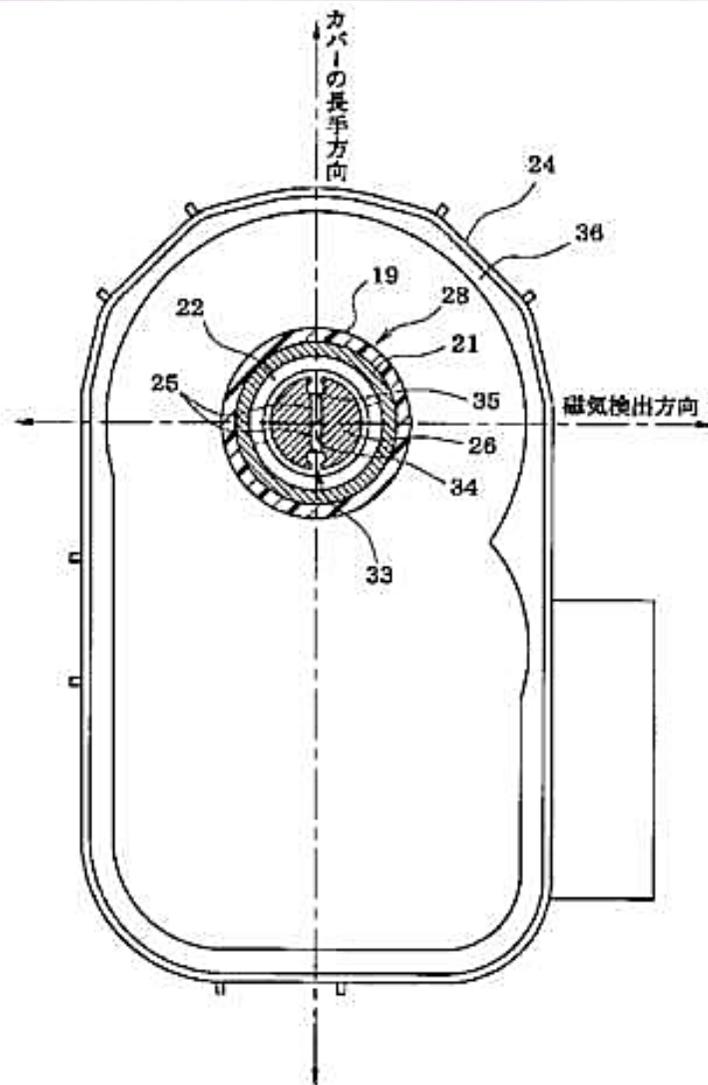
## 従来技術



## 本件発明



# 本件特許発明について(2)



- 訂正請求項 1 (訂正発明 1)

金属性の本体ハウジングと、  
この本体ハウジング側に設けられて被検出物の  
回転に応じて回転する磁石と、  
前記本体ハウジングの開口部を覆い前記本体ハ  
ウジングより熱膨張率大きい樹脂製で縦長形  
状のカバーと、

このカバー側に固定された磁気検出素子とを備  
え、

前記磁石と前記磁気検出素子との間にはエア  
ギャップが形成され、

前記磁石の回転によって変化する前記磁気検出  
素子の出力信号に基づいて前記被検出物の回転  
角を検出する回転角検出装置において、

前記磁気検出素子は、その磁気検出方向と前記  
カバーの長手方向が直交するように配置されて  
いることを特徴とする回転角検出装置。

# 審決取消事由

- サポート要件違反（第36条6項1号）

訂正請求項1の記載が「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること」に適合していない。（当業者は、訂正発明1に係る特許請求の範囲の記載から、いかなる場合において課題に直面するかを理解できない。）

その他の取消事由（実施可能要件違反、明確性要件違反、新規性・進歩性）については判断せず。

# 審決の理由の要点(1)

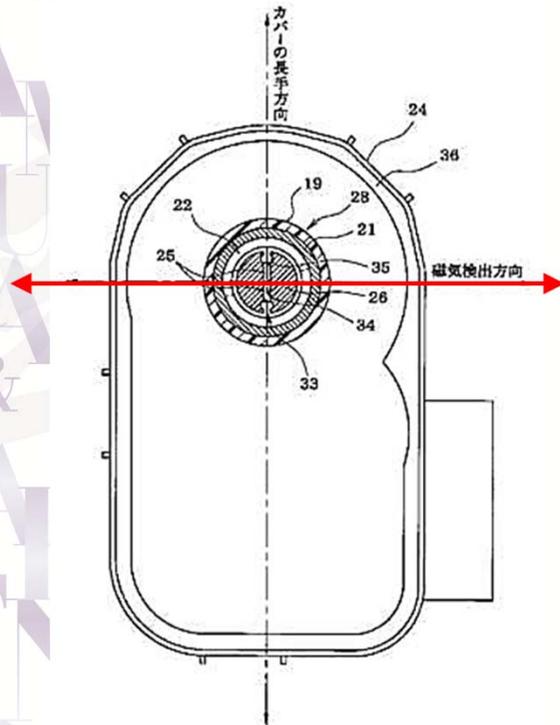
- 訂正発明 1 はサポート要件を満たす。

∴訂正明細書の特許請求の範囲に記載された発明は、  
(中略) 当業者が、その課題を解決できると認識できる範囲内のものである。

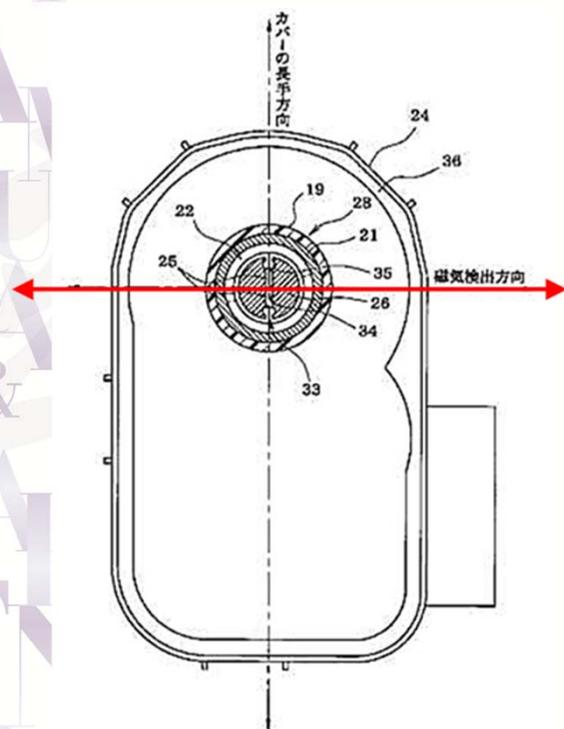
あらゆる条件を検討して、位置ずれが不可避に生じる条件をもれなく特定することは事実上不可能であり、そのような説明がなくとも、当業者であれば、このような構成によりカバーとスロットルボディーとの間に位置ずれが生じる場合があることを理解できる。

# 審決の理由の要点(2)

- また、そのような条件をすべて特定しなくても、訂正発明1は、カバーの長手方向の位置ずれが短尺方向より大きいものを前提としており、その前提に係る構成も特許請求の範囲に記載されているのであるから、上記諸条件のうちこの前提を満たすもののみが訂正発明1に含まれるのであり、このような前提が満たされれば、特許請求の範囲に記載されている上記配置に係る構成により、訂正発明1の課題は解決されるのである。



# 審決取消訴訟における原告の主張(1)



- ・…訂正発明1のクレームの、「縦長形状のカバーと・・・磁気検出方向と前記カバーの長手方向が直交するように配置されている」という要件は、訂正明細書の発明の詳細な説明の記載に比べて広すぎるのであって、特許請求の範囲の記載が、訂正明細書の記載にサポートされているとはいえない。
- ・そもそも、訂正発明1の作用効果を実証した実施例について、訂正明細書には記載が皆無である。

# 審決取消訴訟における原告の主張(2)

訂正発明 1 の特許請求の範囲は、ボルトの固定力の強さや、カバーのたわみやすさという、位置ずれという課題の存否の判断に最も重要な考慮要素について全く記載していない

その結果、訂正発明 1 の特許請求の範囲は、課題自体がそもそも存在しない場合や、訂正発明 1 に記載された作用効果を奏しない場合を広範に含むものとなっております、訂正明細書の特許請求の範囲に記載された発明は、(…)当業者が、その課題を解決できると認識できる範囲内のものではない。

# 裁判所の判断(1-1)

## (サポート要件の判断基準)

NAKAMURA & PARTNERS

- 特許請求の範囲の記載が上記要件に適合するかどうかについては、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、

当業者が、特許請求の範囲に記載された発明について、発明の詳細な説明の記載又はその示唆により、当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるかどうか

また、その記載や示唆がなくとも

出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるかどうか

を検討して判断すべきものである。

# 裁判所の判断(1-2)

## (サポート要件の判断基準)

NAKAMURA & PARTNERS

- そして、当業者が、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明の記載又は示唆あるいは出願時の技術常識に照らし、当該発明の課題を解決できると認識できるというためには、

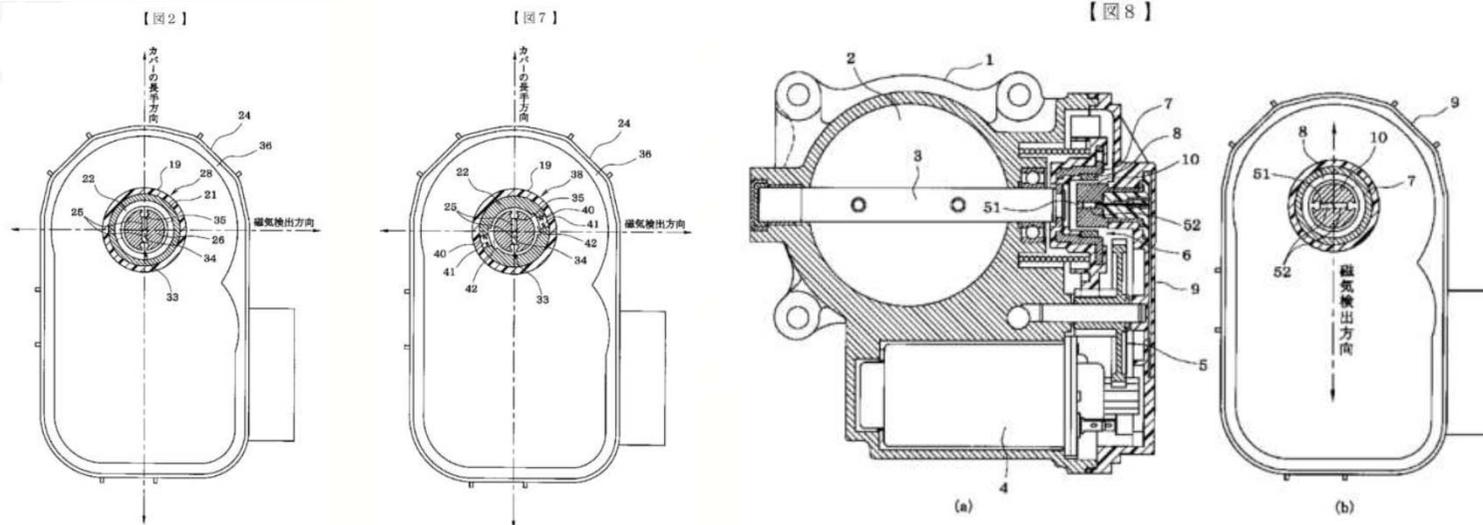
当業者が、いかなる場合において課題に直面するかを理解できることが前提となるというべきである（後略）。

# 裁判所の判断(2-1)

## (訂正明細書の記載事項について)

NAKAMURA & PARTNERS

- 図2, 7, 8に示すほかは, カバーにおける磁気検出素子の設置位置を示す記載はない。
- 磁気検出素子を備えたステータコアの位置が, 熱変形によってずれるか否かや, そのずれの方向を確認した実験結果又はその確認方法は示されていない。



# 裁判所の判断(2-2)

## (訂正明細書の記載事項について)

NAKAMURA & PARTNERS

- さらに、樹脂製のカバーの形状、厚みについても、縦長形状とするほかは訂正明細書には記載がなく、これが、均質組成の平板であり、その内部温度分布が均一なものであるか否かは明らかでない。しかも、通常、熱変形は2次元的に発生するものではなく、3次元的にも生ずるものであると解されるところ、3次元的な変形についての記載はない。
- このほか、樹脂製カバーと金属製本体ハウジングの固定について、(中略)ボルト止めの数や位置に関する記載は、明細書本文中にも図面にもない。

# 裁判所の判断(3)

## (特許請求の範囲の記載について)

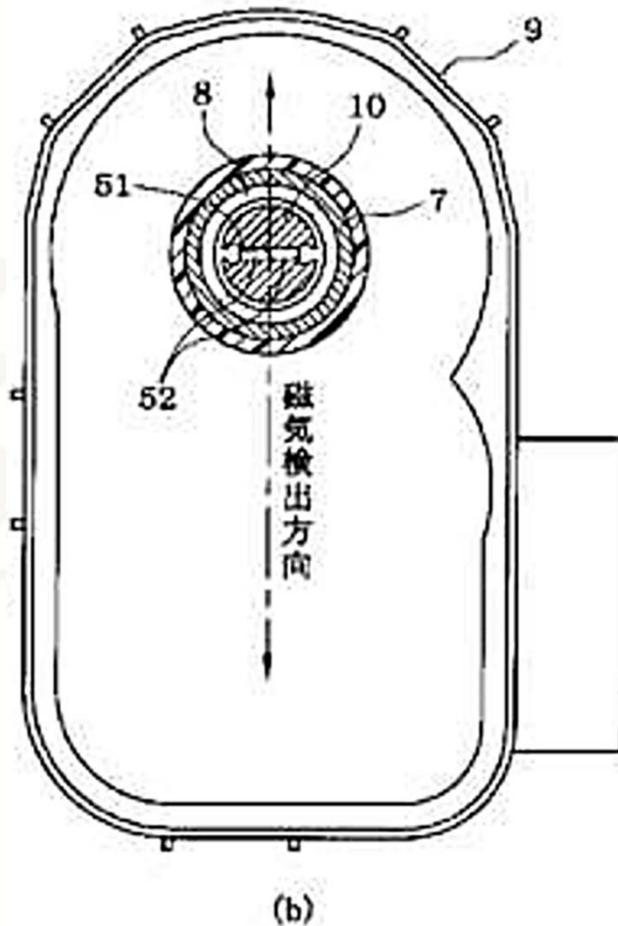
NAKAMURA & PARTNERS

- 磁気検出素子の位置について「縦長形状のカバー」側に固定されていることは特定されているものの、この磁気検出素子がカバーのどの位置に固定されるかは特定されておらず、磁気検出素子がカバー側の任意の位置に固定されること、又は、磁気検出素子が固定されたステータコアがカバー側の任意の位置に成形されることを包含するものである。また、「カバー」について、金属製の「本体ハウジングの開口部を覆い前記本体ハウジングより熱膨張率が大きい樹脂製で縦長形状」であることの特定はあるが、カバーの形状、厚み等についての特定はなく、均一な平板でないものや、凸凹があるもの、左右対称でないもの等も包含するものである。

また、訂正発明1においては、回転角検出装置の用途についての特定はない。

# 裁判所の判断(4-1) (課題について)

NAKAMURA & PARTNERS

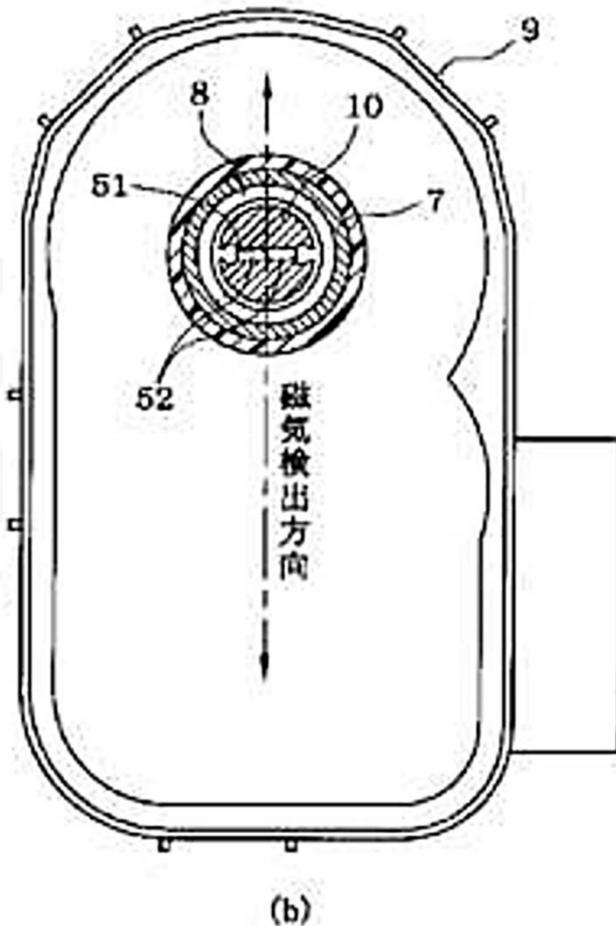


A 樹脂製のカバーは、これを取り付ける金属製の本体ハウジングに比べて熱膨張率が大きいことにより、カバーの熱変形が生じ、本体ハウジングとの間に横(水平)方向の相対的な位置ずれが生じること (以下「横すべり」ともいう。)

B カバーが縦長形状に形成されているため、長手方向の熱変形量が大きく、Aの横すべりの長さ(延び)は、短尺方向よりも長手方向が大きいこと、

# 裁判所の判断(4-2) (課題について)

NAKAMURA & PARTNERS



C Bの横すべりの結果、カバーに固定された磁気検出素子の位置がずれ、磁気検出素子と金属製の本体ハウジングに固定された磁石との間のエアギャップが変化すること（以下「磁気検出素子と磁石との位置ずれ」ともいう。）

D Cの位置ずれは、短尺方向よりも長手方向が大きいこと、

が備われば、当業者は、訂正発明1の上記課題に直面し、これを理解できると解される。

# 裁判所の判断(4-3)

## (課題について)

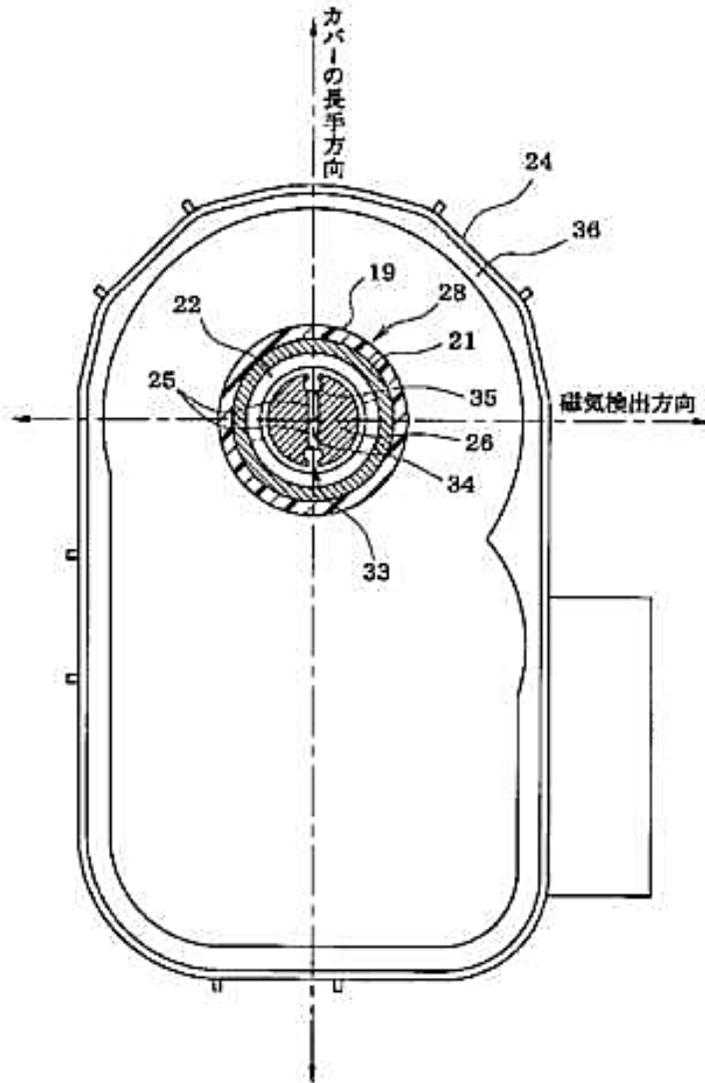
NAKAMURA & PARTNERS

- カバーの熱変形が生じ、本体ハウジングとの間に横方向の相対的な位置ずれ（横すべり）が生ずるとしても、短尺方向よりも長手方向に大きくずれるということ（上記B）が常に生ずるものではない。

e x . カバーが均質組成の平板形状でない場合  
カバー内部の温度分布が均一でない場合  
熱膨張により3次元的に変形する場合

訂正発明1の特許請求の範囲にはこの点を特定する記載はない。

# 訂正発明1(再掲)



- 訂正請求項1(訂正発明1)

金属性の本体ハウジングと、

この本体ハウジング側に設けられて被検出物の回転に応じて回転する磁石と、

前記本体ハウジングの開口部を覆い前記本体ハウジングより熱膨張率の大きい樹脂製で縦長形状のカバーと、

このカバー側に固定された磁気検出素子とを備え、

前記磁石と前記磁気検出素子との間にはエアギャップが形成され、

前記磁石の回転によって変化する前記磁気検出素子の出力信号に基づいて前記被検出物の回転角を検出する回転角検出装置において、

前記磁気検出素子は、その磁気検出方向と前記カバーの長手方向が直交するように配置されていることを特徴とする回転角検出装置。

# 裁判所の判断(4-4)

## (課題について)

- カバー内部の温度分布を均一とするとともに、カバー自体が均質組成で、熱膨張により2次元的に変形し、3次元の変形量は無視できるものと仮定したとしても、上記B, C, Dが生じるとは限らない。

(∵カバーのボルト等による係止位置とカバー内における磁気検出素子の取付位置との相互の位置関係や、ボルト等の締付力と大いに関係するもので、このことは当業者にとって明らか)

# 裁判所の判断(4-5) (課題について)

- 訂正発明1の回転角検出装置は、自動車のスロットルバルブの回転角の検出に利用される旨の特定もないから、自動車の回転角検出装置におけるカバーに関する技術常識を補って解釈することもできない。

# 裁判所の判断(5)

## (まとめ)

- 以上によれば、当業者は、訂正発明 1 に係る特許請求の範囲の記載から、いかなる場合において課題に直面するかを理解できないのであり、したがって、特許請求の範囲に記載された発明は、発明の詳細な説明の記載等や、出願当時の技術常識に照らしても、当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲を超えたものである。

訂正発明 1 の特許請求の範囲の記載はサポート要件を満たしていない。

# コメント(1)

## ○特許権者側として

- ・いかなる場合において課題に直面するかを検討して明細書に記載。

- ・分野が明らかに限られる発明は、必要に応じてクレームで分野を特定。

例「自動車のスロットルバルブの回転角検出装置」

- ・発明の使用が想定される製品分野が複数ある場合は、それぞれ実施形態で記載。(将来クレームで分野を特定する必要が生じた場合に備える。)

## コメント(2)

### ○権利行使を受けた側として

- 文言上は構成要件を具備していても、分野（前提となる構成）が異なるような製品に対する権利行使について、サポート要件違反による無効化が反撃手段になり得る。